

地発第0330010号
基総発第0330006号
職総発第0330001号
雇児雇発第0330003号
平成19年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局総務課長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局総務課長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課長
(公印省略)

平成19年度 業務運営に係る重点化ガイドラインについて

業務運営の重点化については、平成13年3月27日付け地発第127号、基総発第5号、職総発第17号、雇児雇発第7号「業務運営の重点化について」により指示しているところであるが、今般、平成19年度における業務運営の重点化を図る上でのガイドラインを別添1～3のとおり策定したところである。

各都道府県労働局（以下「局」という。）においては、これを踏まえて、管轄区域における産業、就業構造、行政需要、行政課題等の状況を勘案し、局はもとより管内の労働基準監督署及び公共職業安定所における業務の優先順位を明確にした上で、重点指向に徹した業務運営を図られたい。

平成19年度 労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る
重点化ガイドラインについて

平成19年度 労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。

☆ 印： 新規事項

× 印： 本省又は外郭団体等実施事項

○ 印： 全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務

△ 印： 各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務

□ 印： 受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項 (☆)	重点化 (×○△□)	備考(根拠通達等)
1 労働条件の確保・改善等	(1) 一般労働条件の確保・改善対策の推進	ア 法定労働条件の確保 管内の実情を踏まえつつ、企業における基本的な労働条件の枠組み及びそれらに関する管理体制を適正に確立させ、これを定着させていくことが重要である。特に、派遣労働者、業務請負労働者等事業場内における就業形態ごとの契約内容、実際の就業実態に着目し、法定労働条件の履行確保を図る。 また、労働基準関係法令違反に対しては、厳正に対処する。		○	平11.2.17基発第70号 平11.4.16基発第250号 平19.2.14基発第0214001号
		イ 長時間労働の抑制に向けた取組の推進 長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、また過重労働による健康障害を防止するため、使用者、労働組合等の労使当事者が時間外労働協定を適正に締結し届け出るよう、引き続き周知・指導を行うとともに、限度基準に定める限度時間を超える時間外労働が恒常的に行われている事業場等に対する指導を行う。 また、時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む事業主に対し、助成金を支給する等の支援を実施する。		○	平11.2.17基発第70号 平13.3.31基発第280号 平15.10.22基発第1022003号 平16.2.18基発第0218004号 平19.2.14基発第0214001号
		ウ 労働時間管理の適正化の徹底 賃金不払残業の解消を図るため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を引き続き実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進する。 また、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。		○	平13.4.6基発第339号 平15.5.23基発第0523003号 平15.5.23基発第0523004号 平19.2.14基発第0214001号
		エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進 有期労働契約について、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に関し、必要な助言及び指導を行うことにより、引き続きその遵守の徹底を図るとともに、有期契約労働者の就労環境の改善を図るため、「有期契約労働者就業環境改善プロジェクト」を実施する。		○ (一部×)	平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平15.12.26基発第1226001号 平15.12.26基監発第1226001号
	(2) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営	景気は回復基調にあるものの、企業倒産件数が昨年に比べ増加していることを踏まえ、不正受給防止にも留意しつつ、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、引き続き迅速かつ適正な対応を図る。		□	平10.6.17基発第367号 平17.4.1基発第0401005号 平18.5.1基発第0501003号 平19.1.30基発第0130002号 平19.3.1基発第0301002号

<p>(3) 最低賃金制度の適正な運営</p>	<p>最低賃金制度については、我が国経済の動向、地域の実情を踏まえ適正な運営を図る。 また、最低賃金法の履行確保を図るため、最低賃金の一層の周知徹底を図るとともに、問題のある地域、業種等を的確に把握し、監督指導等を行い、その遵守の徹底を図る。 さらに、最低賃金法改正法案を第166回通常国会に提出したところである。同法案の主な内容は、地域別最低賃金が安全網として十全に機能するようにするため、決定基準の見直しや罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しないこととするものである。同法案の成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る。</p>		○	平19.2.14基発第0214001号
<p>(4) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p>	<p>ア 派遣労働者及び業務請負労働者 製造業を中心として、依然として偽装請負が認められることから、事業場の構内における他の事業場の労働者の混在の状況を的確に把握し、事業場間の契約関係や当該労働者に対する実際の指揮命令等の就労実態を踏まえ、労働基準法等関係法令に係る使用者の責任区分に従って必要な指導を行うとともに、偽装請負が疑われる事案を確認した場合の情報提供、共同監督の実施など職業安定行政と連携を図った対応を行う。 また、偽装請負が関係する死亡等重篤な災害については司法処分も含め厳正に対処する。</p>		△	昭62.8.18基発第494号 平18.9.4基発第0904001号 平18.9.22基監発第0922001号 平18.9.22基監発第0922002号 平19.2.14基発第0214001号
	<p>イ 外国人労働者、技能実習生 国際化の進展等により我が国で就労する外国人労働者が増加している状況を踏まえ、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく啓発・指導により、引き続き外国人労働者の適正な労働条件確保対策を推進する。技能実習生については、依然として、法定労働条件確保上の問題が認められることから、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等労働基準関係法令の遵守の徹底を図る。 また、技能実習生を含めた外国人労働者に係る重大悪質な労働基準関係法令違反等の問題事案については、職業安定行政との連携を図りつつ、出入国管理機関にその旨情報提供する。</p>		△	昭63.1.26基発第50号 昭63.1.26基監発第4号 平5.5.26基発第329号 平5.10.6基発第592号 平5.10.6基監発第37号 平6.2.22基監発第9号 平10.12.18基発第701号 平11.12.24基発第738号 平16.10.22基監発第1022001号 平18.5.31基発第0531001号 平18.5.31基監発第0531001号 平18.2.14基発第0214001号
	<p>ウ 自動車運転者 長時間労働を原因とする重大な交通労働災害が増加していることから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の周知及び遵守を徹底するとともに、過労運転事案については、関係行政機関とも連携を図り、引き続き自動車運転者の労働条件の改善を図る。 また、タクシー業に対しては、地方運輸機関と合同により監督・監査を実施するなど連携の強化を図る。</p>		△	平元.3.1基発第92号 平元.3.1基発第93号 平9.3.26基発第201号 平11.4.1基発第191号 平18.2.13基発第0213001号 平18.2.13基監発第0213003号 平18.2.13基監発第0213001号 平18.2.13基監発第0213002号 平18.2.17基監発第0217001号・基 徴発第0217001号 平19.2.14基発第0214001号

		<p>エ 介護労働者 介護事業に使用される労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、事業の許可権限を有する都道府県等と連携し、引き続き労働基準関係法令の適用について周知するとともに、その遵守の徹底を図る。</p>		△	<p>平15.6.30基発第0630008号 平16.8.27基発第0827001号 平18.2.7基監発第0207001号 平19.2.14基発第0214001号</p>
		<p>オ 障害者である労働者 平成18年10月からの障害者自立支援法の施行に伴い、企業等で働く障害者の増加が予想されることから、職業安定機関、都道府県等関係行政機関との連携の下、これらの労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、的確な情報の把握を行うとともに、問題事案の発生防止及び早期是正に努める。</p>		△	<p>平9.6.30基発第487号 平9.6.30基監発第33号の2 平15.4.8基発第0408001号 平19.2.14基発第0214001号</p>
		<p>カ 短時間労働者(パートタイム労働者) パートタイム労働法及びパートタイム労働指針の趣旨及び内容についての周知、啓発を重点とした対策を推進し、事業主による自主的な取組を促進する。</p>		△	<p>平5.12.1基発第663号 平5.12.1基発第664号 平5.12.1基監発第45号 平5.12.1基監発第46号 平6.6.24基発第395号 平12.12.20基発第760号 平12.12.26基発第775号 平13.1.4基監発第1号</p>
2 多様な働き方が可能となる労働環境の整備	(1) 労働時間等の設定の改善の促進	<p>「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」は、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応した労働時間、休日及び休暇の設定に向けた労使の自主的な取組を促進することを目的とするものである。</p> <p>同法の施行に当たっては、事業主等が労働時間等の設定の改善(計画的付与制度の積極的導入等による年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等。以下、「設定改善」という。)に適切に対処することが必要であることから、設定改善を行う事業主及びその団体が留意すべき事項について定めた労働時間等設定改善指針の周知啓発を図る。また、事業場における労働時間等設定改善委員会の設置等の体制整備及び労働時間等設定改善実施計画の作成についての普及啓発を図る。</p> <p>また、同法に基づき、設定改善に向けた労使による自主的な取組を促進するため、引き続き、①地域の主要な事業主団体に配置し、仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・相談を行う労働時間設定改善アドバイザーによる、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助、②設定改善に取り組む中小企業団体に対しての助成、③特に時間外労働が長い事業場の事業主に対して時間外労働の削減に向けて自主点検等の実施の要請、④都道府県労働局に配置する労働時間設定改善コンサルタントによる、相談対応や助言・指導の支援を行い、事業主等に対してこれらの積極的な活用を勧奨する。</p> <p>さらに、平成19年度からは新たに、他の年齢層に比較して実労働時間が長い状況にあり、出産や育児等の子育てを担う世代でもある20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業団体等に対する支援の充実を図り、事業主等に対してこれらの積極的な活用を勧奨する。</p> <p>加えて、仕事と生活の調和に関する周知啓発活動(「仕事と生活の調和キャンペーン」)により、仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図る。</p>		○	<p>平18.4.1基発第0401006号 平18.4.1基発第0401007号 平18.4.1基発第0401008号 平18.4.1基勤発第0401002号 平18.4.1基勤発第0401003号 平18.4.1基勤企発第0401001号 平18.4.1基勤企発第0401002号</p>

	(2) 労働時間法制の整備等	仕事と生活のバランスを実現するための「働き方の見直し」の観点から、長時間労働を抑制しながら働き方の多様化に対応するため、労働基準法改正法案を第166回通常国会に提出したところであり、その成立後はその円滑な施行に向けて周知等を図る。	☆	○			
	(3) 裁量労働制の適正な実施の確保	裁量労働制については、業務遂行に当たっての裁量性を確保するとともに業務量が過大になることを防ぐ観点から、同制度の趣旨に適合した上で導入・運用されるよう、周知・指導を行う。特に企画業務型裁量労働制については、対象となる業務の範囲等を含め、制度が適正に実施されるよう「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」の趣旨及び内容について周知を行う。 また、健康・福祉確保措置や苦情処理措置の実施が十分でないなどの実態もあることから、実効ある健康・福祉確保措置等が実施されるよう周知の徹底を図る。		○	平10.10.19基発第599号 平11.1.29基発第45号 平12.1.1基発第1号 平12.1.1基発第2号 平12.2.17基発第71号 平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平16.2.17基発第0217001号 平16.2.18基発第0218005号		
	(4) 在宅勤務の普及促進	在宅勤務に関する適正な就業環境を確保するため、在宅勤務の労働基準関係法令上の取扱い等を明確にした「情報通信機器等を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」について、事業主等への周知を図る。		□	平16.3.5基発第0305003号		
	(5) 賃金・退職金制度の改善の推進	賃金・退職金制度整備・改善事例及び賃金・退職金セミナー等を活用して、賃金・退職金制度に関する相談・援助等の充実を図る。		△	平6.8.17基賃発第17号 平15.4.1基発第0401049号 平15.4.1基勤発第0401115号 平15.4.1基勤勤発第0401001号		
	(6) 勤労者生活の基盤の整備・充実	勤労者財産形成促進制度については、制度の周知・広報を行うことにより、その活用・促進を図る。		×			
		中小企業退職金共済制度については、退職金制度がまだ整備されていない中小企業も多いことから、それらの企業の加入促進に努めるとともに、適格退職年金制度からの移行を進めるために、制度の周知を図る。		□	平15.7.23基発第0723005号		
3	労働者の安全と健康を確保するための施策の展開	(1) 労働災害を減少させるための施策の展開	ア	安全衛生管理体制の強化等 低調になりつつある安全衛生管理活動の充実・徹底を図り、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、経営トップの強いリーダーシップが必要であることから、あらゆる機会を捉え、局署の幹部が経営トップに対し直接指導を行う。 また、新規労働者の増加、経験が短い労働者の被災割合の上昇等を踏まえ、雇入れ時等における安全衛生教育の徹底を図るよう指導を行う。 さらに、企業の自主的な安全衛生管理を促進するため、職場巡視、安全提案制度、ヒヤリ・ハット体験後の適切な対応等安全衛生活動の充実・徹底、総括安全衛生管理者の職務の追加、安全衛生委員会の調査審議事項の拡充等改正規則の徹底を図るよう指導を行う。		○	

<p>イ 危険性又は有害性等の調査等、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等</p> <p>事業場における危険性又は有害性等の調査等の実施を促進するため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」の周知、集団指導、個別指導等を計画的に実施する。指導に当たっては、作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用する。</p> <p>さらに、重篤な労働災害を発生させた中小規模事業場等に対しては、危険性又は有害性等の調査等を主な内容とする安全衛生診断の対象とするなどにより自主的な安全衛生管理活動の推進を図る。</p> <p>また、安全管理特別指導事業場等に対しては、安全衛生改善計画に危険性又は有害性等の調査等などの実施を盛り込むよう指示するなど、効果的な改善措置の実施を図る。</p> <p>さらに、労働安全衛生マネジメントシステムについても、業種別団体等を通じた支援、促進協議会の設置等により、事業者、事業者団体等による自主的な取組の促進を図るとともに、計画届の免除認定制度の活用の周知を行う。</p>		○	<p>平9.7.2基発第497号 平11.4.1基発第220号 平11.4.30基発第293号 平11.11.30基安発第35号 平13.3.30基発第213号 平19.2.28基発第0228001号</p>
<p>ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進</p> <p>関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理体制を確立するため、「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の周知を行うとともに、同指針に定められた措置の実施等について指導を行う。</p> <p>また、危険性又は有害性等の調査等の実施を促進するため、作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用した集団指導、個別指導等を計画的に実施する。</p>		○	<p>別途指示</p>
<p>さらに、派遣労働者の災害を防止するため、職業安定行政と連携しつつ、集団指導等により、派遣元・派遣先双方に対して、労働安全衛生法上の義務の周知徹底を図る。</p> <p>また、あらゆる機会を捉え、小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の周知を図る。</p>		△	<p>平15.12.25職発第1225003号 平16.2.18職発第0218003号 平17.3.24基安第0324001号</p>
<p>エ 建設業における労働災害防止対策の推進</p> <p>新たな建設業総合対策に基づき、監督指導、集団指導、個別指導等を行う。また、危険性又は有害性等の調査等の普及促進を図るため、計画的に、周知、集団指導、個別指導等を行うとともに事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入について周知徹底を図る。また、建設業においては店社と現場が一体となった管理が必要であることを踏まえ、効果的な指導を行う。</p> <p>さらに、関係業界団体と連携の上、中小総合工事業者、専門工事業者等に対する支援を行う。</p>		○	<p>平19.3.22基発第0322002号</p>
<p>また、建設業における死亡災害において依然として墜落災害の占める割合が高いこと等から、木造家屋等低層住宅建築工事について、あらゆる機会を捉え足場先行工法の徹底を図らせるとともに、ビル建築現場について、労働災害防止団体と連携するなどにより手すり先行工法の周知を行う。その他、上下水道等工事における土砂崩壊災害を防止するため、土止め先行工法について周知を行う。</p>		△	<p>平8.11.11基発第660号 平15.4.1基発第0401012号 平18.2.10基発第0210001号</p>
<p>さらに、発注者に対して、施工時の安全衛生の確保に配慮した発注についての指導及び請負事業者の自主的な安全衛生管理の評価等について要請を行う。</p>		△	<p>平15.12.17基発第1217001号</p>

<p>オ 第三次産業における労働災害防止対策の推進等 第三次産業での災害が増加していること等を踏まえて、第三次産業の災害の中で高い割合を占めている各種商品小売業等、災害が増加している清掃業、通信業、社会福祉施設等を重点に、業界団体と連携し、作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用した指導を行う。</p>		○	<p>平11.9.27事務連絡等 平6.2.18基発第83号 平13.3.30基発第236号 平5.3.2基発第123号</p>
<p>カ 機械設備の安全化の促進 機械設備の使用事業場等に対して、改正する予定の「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知を行うとともに、機械設備に係る災害が発生した事業場等に対する個別指導等を行う。 また、プレス機械災害については、近年増加傾向にあること、構造規格の海外の基準との整合化等が必要であること等を踏まえて、対策の充実を図ることとしているので、別途指示するところにより、その周知徹底を図る。</p>		○	<p>平13.6.1基発第501号 平10.9.1基発第519号 別途指示</p>
<p>キ 交通労働災害防止対策等の推進 交通労働災害防止のためのガイドライン等を見直すこととしているので、別途指示するところにより、その周知徹底を図るとともに、関係行政機関・団体等からなる協議会の活性化を図る。 また、高速道路の料金収受員のETCレーン横断中の災害を防止するため、関係通達に基づき、高速道路会社等に対し引き続き指導を行う。 さらに、荷役作業中の労働災害が増加していることを踏まえ、陸上貨物運送事業等に対し、荷役作業に関するリスクアセスメントマニュアル等を活用した指導を行う。</p>		△	<p>平6.2.18基発第83号 平7.3.23基発第139号 平9.8.25基発第595号 平11.9.16基発第550号 平13.3.30基発第236号 平15.4.1基発第0401030号 平17.6.15基安第0615001号 平17.12.7基発第1207001号</p>
<p>ク 爆発・火災災害防止対策の推進 爆発、火災災害を発生させた化学関連施設等を有する事業者に対しては、設備の定期自主検査や危険性又は有害性等の調査等、請負人への危険有害情報の提供等の実施について、労働安全衛生法第78条に基づく安全衛生改善計画の作成を指示するなど指導を行う。</p>		△	<p>平16.7.16基安発0716002号</p>
<p>ケ 技能講習等の適切な実施の確保 技能講習等の適切な実施を確保するため、登録教習機関等に対する監査指導を適正かつ迅速に実施し、不正事案を把握した場合には、登録の取消等の行政処分を行う等厳正に対処する。</p>		△	<p>平17.6.10基発第0610001号</p>

(2) 労働者の健康を確保するための施策の展開	ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進 過重労働による健康障害を防止するため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導等を実施し、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対しては再発防止の徹底等の指導を行うとともに、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場であって労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処する。また、平成20年4月から小規模事業場における面接指導の実施が義務付けられることから、その施行に万全を期するため、小規模事業場に対して、あらゆる機会を捉えて面接指導制度の周知を図るとともに、地域産業保健センター事業の受託者に対して、医師等を対象とした面接指導に関する研修の活用を図るなど適切な支援を行う。 さらに、中小規模事業場の集団に対し、安全衛生管理の専門家による助言指導を行うことを内容とする、新たに設ける過重労働による健康障害防止のための自主的な改善対策の推進事業について周知を図る。			平18.3.17基発第0317008号 平18.3.17基監発第0317002号 平18.3.17基安労発第0317001号
	イ メンタルヘルス対策の推進 面接指導制度の周知や指導の際には、メンタルヘルス面の留意についても周知徹底を図る。また、あらゆる機会を捉えて「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、事業場に対するメンタルヘルス対策支援事業、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」等の周知を図る。 また、産業保健推進センター、地域産業保健センター及び労災病院におけるメンタルヘルスに関する相談の利用について、あらゆる機会を捉えて周知を図るとともに、働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業について、都道府県等との連携を図り、適切な実施を促進する。 さらに、自殺対策基本法において事業主の責務が規定されたことを踏まえ、冊子「職場における自殺の予防と対応」等を活用し、あらゆる機会を捉えて労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発を図る。			平16.10.14基安労発第1014001号 平18.3.31基発第0331001号
	ウ 職場における着実な健康確保対策の推進 衛生委員会の設置及び運営、産業医や衛生管理者の適正な選任及び職務の励行、健康診断の実施及び事後措置等について、監督指導等の機会を捉え、その徹底を図るとともに、衛生委員会をはじめとした事業場における労働衛生管理活動の活性化について集団指導等により指導を行う。 小規模事業場に対しては、地域産業保健センター事業、産業医共同選任事業等の利用促進や衛生推進者の適正な選任や活動の活性化について、あらゆる機会を捉えて指導を図る。			平5.4.1基発第225号 平8.10.1基発第612号 平9.2.3基発第66号 平9.9.9基発第619号 平12.3.24基発第162号 平12.3.29基発第187号 平12.6.12基発第402号 平13.4.2基安労発第7号 平14.2.25基発第0225004号 平15.7.15基安発第0715001号
			○	
			△	
			△	

<p>エ 職業性疾病予防対策等の推進 粉じん障害防止対策については、第6次粉じん障害防止総合対策及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底を図るため監督指導等を実施するとともに、その際には、呼吸用保護具の適正な使用等についても指導を行う。 また、屋外作業のある事業場に対し、引き続き「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」の周知を図る。 介護事業等において腰痛が増加していることから、「職場における腰痛予防対策指針」について、介護事業場に対する集団指導等の機会を捉えて周知を図る。 電離放射線障害防止対策については、特に原子力施設に対し、下請事業場を含めた総合的な安全衛生管理体制の確立、被ばく低減化の徹底等を図るための監督指導等を実施する。</p>		△	平6.9.6基発第547号 平10.8.31基安発第21号 平11.11.5基発第639号の3 平11.12.2基安発第37号の2 平12.9.19基発第581号 平12.9.19基発第582号 平12.12.26基発第768号の2 平13.3.30基発第253号 平15.5.29基発第0529004号 平15.6.26基監発第0626001号・基安労発第0626001号 平17.2.7基発第0207006号・基発第0207007号 平17.3.31基発第0331017号 平17.6.1基発第0601005号
<p>オ 化学物質による健康障害防止対策の推進 化学物質の表示・文書交付制度及び「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」について、管内の実態に応じ、化学物質を製造等している事業者を対象とした説明会を開催することなどにより周知・指導を図る。 また、有害物ばく露作業報告制度について、管内の実態に応じ、化学物質を製造等している事業者を対象として説明会を開催することなどにより周知・指導を図る。 さらに、一酸化炭素中毒災害防止対策等についても、管内の事故の発生状況等に応じ、関係団体等に対し集団指導等を実施する。</p>		△	平15.8.11基発第0811001号 平15.11.18基発第1118002号 平16.8.3基発第0803002号 平16.11.2基安発第1102003号 平17.2.10基発第0210005号 平17.6.14基発第0614001号 平17.7.5基安化発第0705002号 平18.3.15基発第0315001号 平18.3.22基安発第0322001号 平18.3.30基発第0330004号 平18.4.18基安化発第0418001号 平18.10.20基発第1020003号 平18.10.20基安化発第1020001号 別途指示
<p>カ 職場環境の快適化の推進 喫煙対策ガイドライン等に基づく受動喫煙防止対策について、集団指導等あらゆる機会を捉えて指導を行い、特に、喫煙室の設置等が困難な場合などは、事業場を全面禁煙とするよう事業者に対して勧奨する。 また、労働者等から職場における受動喫煙に関し相談等あった場合には、必要に応じ個別指導等を行うなど積極的に対応する。 さらに、集団指導等あらゆる機会を捉えて、快適職場推進計画の認定制度の周知を図る。</p>		△	平4.7.1基発第391号 平4.7.1基発第392号 平7.9.26基安発第13号 平8.5.16基安発第15号 平10.7.15基安発第17号 平14.3.29事務連絡 平15.5.9基発第0509001号 平16.5.13基発第0513001号 平17.6.1基安発第0601001号

	(3) アスベストによる健康障害防止対策	ア 建築物等の解体時等のアスベストばく露防止対策 建築物の解体作業等におけるアスベストばく露防止対策については、計画届、作業届のほか、関係行政機関等から収集した情報を基に、監督指導等を行い、平成18年の改正により新たに義務付けられた措置を含め、石綿障害予防規則に基づく措置の徹底を図るとともに、併せて、ばく露防止対策等の実施内容の掲示についても、必要な指導を行う。			平17.7.28基発第0728008号 平17.8.2基安発第0802003号 平17.9.30基安発第0930001号 平18.7.25基安化発第0725001号 平18.9.1基監発第0901002号、基安労発第0901001号、基安化発第0901001号 平18.10.16基監発第1016001号、基安化発第1016001号
		イ アスベストの全面禁止の徹底等 平成18年の改正によるアスベスト製品の製造等の禁止について監督指導等による徹底を図る。また、例外的に禁止が猶予されたアスベスト製品を製造・使用等している事業者に対しては、早期の代替化について指導を行う。		○	
		ウ 健康管理対策の推進 アスベストに係る労働者の健康管理の充実を図るため、アスベストばく露リスクが高いと考えられる業種を重点として、あらゆる機会を捉えて石綿障害予防規則に基づく健康診断の実施等の徹底を図る。 また、石綿に係る健康管理手帳の交付要件の見直しを予定していることから、広報の活用や関係機関への周知等を通じて広く周知を行う。			
4 労災補償対策の推進	(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理	労災保険給付の請求については、的確な調査の実施等、基本的事務処理を徹底することにより、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期するとともに、標準処理期間内の迅速な事務処理に努める。このため、署長を始めとする署管理者による的確な進行管理、長期未決事案の多い署の管理者に対する局の個別指導の実施等、局署一体となった組織的な対応の一層の徹底を図る。 また、事業主を始めとする関係者から十分な協力が得られない場合等には、労災保険法に基づく権限を適切に行使する等迅速かつ適正な調査を実施する。		□	平13.3.30基発第237号 平19.2.23基労発第0223001号
		労災診療費については、会計検査院による指摘が多い項目及び高額レセプトについて重点的に審査を行うなど、適正な審査を実施するとともに、労災診療費算定基準の医療機関への周知・徹底、誤請求の多い医療機関への指導等、適正払いの一層の推進を図る。		○	平18.9.22基発第0922002号
	(2) 石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応	石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、引き続き最重点事項として、効率的な事務処理体制の整備の下、被災労働者及びその遺族の迅速・適正な保護・救済を行う。		□	平17.7.27基労補発第0727001号 平18.2.9基発第0209001号 平18.3.17基発第0317010号 平18.6.6基労補発第0606001号 平18.6.6基労補発第0606002号

	(3) 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進	<p>労災かくし対策については、これまで行ってきたポスターによる周知・啓発等に加え、新たな対策である関係行政機関との連携等の方策を内容とする通達を別途発出する予定であり、これに基づき対策の一層の推進を図る。</p> <p>また、引き続き、労災担当部署と監督、安全衛生担当部署間で連携を図り、労災かくしの疑いのある事案の把握及び調査を行うとともに、的確な監督指導等を実施し、その存在が明らかとなった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。</p>		○	<p>平3.12.5基発第52号 平3.12.5基発第687号 平13.2.8基発第68号 平14.7.26基監発第0726001号・基 徴発第0726001号・基安計発第 0726001号・基労管発第0726001号 平19.2.5基監発第0205001号・基徴 発第0205001号・基安計発第 0205001号・基労管発第0205001号 別途指示</p>	
	(4) 行政争訟に対する迅速・的確な対応	<p>審査請求の処理に当たっては、事実関係の把握、争点整理等を適切に行い、審理のための処分を計画的に行うなど迅速・適正な処理を図る。</p> <p>訴訟追行に当たっては、事実関係を立証するため必要な調査・証拠収集等を迅速に行うとともに、法務当局との密接な連携の下、医学的経験則、認定した事実に基づいた論理的かつ分かりやすい主張・立証を行う等の確かな対応に努める。</p>		□	平17.4.1基発第0401011号	
5	労働契約法制の整備等	<p>就業形態の多様化、個別労働紛争の増加等に対応し、労働契約の内容が労使の合意に基づいて自主的に決定され、労働契約が円滑に継続するための基本的なルールを法制化する必要から、労働契約法案を第166回通常国会に提出したところであり、その成立後は、その内容についての周知に万全を期する。</p>	☆	○		
6	労働保険の未手続事業一掃対策の推進	<p>労働保険の未手続事業の一掃については、手続指導にとどまらず、職権を行使する</p> <p>具体的には、引き続き都道府県労働局及び労働基準監督署と公共職業安定所が緊密に連携するなど、適用徴収担当部署以外の部署との連携による未手続事業の積極的かつ的確な把握・加入勧奨を行うとともに、把握した未手続事業に対しては適用徴収担当部署において強力な手続指導を行う。また、労働保険の加入促進に係る委託業務については、受託団体等との連携を一層緊密にし、確実に実施する。さらに、10月に実施する労働保険適用促進月間の広報活動については、未手続事業一掃対策の一環と位置付け、労働保険制度の一層の理解・周知を図る。</p> <p>局、署、所及び上記受託団体等の加入促進活動(加入勧奨、手続指導)によっても、自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主については、職権により成立手続を行い、保険料を認定決定する。</p>		○	平17.3.31基発第0331004号	
7	労働保険料の適正徴収	(1) 年度更新の的確かつ円滑な実施	<p>年度更新の実施に当たっては、「平成19年度の年度更新等業務について」を踏まえるほか、労働保険徴収主務課室と総務部各課室、労働基準部、職業安定部等との連携を密にし、都道府県労働局全体として、体制の整備を図る。</p>		□	<p>平19.2.6(平成19年度年度更新等業務について) 平19.3.31(平成19年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について)</p>
	(2) 効率的な算定基礎調査の実施	<p>労働保険料算定基礎調査(以下「算調」という。)については、効率的な算調実施計画を策定し、適正かつ実効ある実施を図る。</p>		△	<p>平12.3.31発労徴第35号 平19.3.31(平成19年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について)</p>	

	(3) 実効ある滞納整理の実施	労働保険料の滞納整理については、効果的な滞納整理実施計画を策定して取り組むこととし、とりわけ多額の滞納事業主及び多年度にわたり滞納を繰り返している事業主に対し、重点的に滞納整理を実施する。		○	平12.3.31発労徴第34号 平19.3.31(平成19年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について)
	(4) 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な取組	社会保険・労働保険徴収事務センターでの事務については、平成18年度より新たに実施している事務を含め、総務部(労働保険徴収部)と職業安定部門との連携を十分に図った上で、連絡協議会等の場で社会保険事務局と調整するなど適切に実施する。		○	平15.7.22基発第0722001号 平15.7.22基徴発第0722002号 平16.3.23基徴発第0323001号 平19.3.31(平成19年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について)
8	事務組合の一層の活用、育成、指導等	労働保険事務組合制度の一層の活用を図る。		△	平19.3.31(平成19年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について)
		また、労働保険事務組合が適正に業務運営を行えるよう、事務組合への定期的な監督・指導等に努める。労働保険事務組合制度は、その一層の活用を図る。		○	昭59.12.28発労徴第88号 昭60.1.18労徴発第6号 平15.11.28基徴発第1128001号 平15.11.28基徴発第1128002号 平18.8.1基徴発第0801001号 平19.3.31(平成19年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について)
9	石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の徴収	平成19年度から労働保険徴収システムを活用して行う石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の徴収については、その円滑かつ適切な実施に努める。		□	別途指示

平成 19 年度 職業安定行政に係る重点化ガイドラインについて

平成19年度職業安定行政に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。

- ☆ 印：新規事項
- × 印：本省又は外郭団体等実施事項
- 印：全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務
- △ 印：各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務
- 印：受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項 (☆)	重点化	備考	
A公共職業安定機関の職業紹介事業等						
1基本業務の着実な運営	(1)職業紹介業務計画の策定			○		
	(2)職業紹介実績の把握分析			○		
	(3)求人者関係業務	①求人開拓 【地方労働行政運営方針】効果的な求人開拓の実施			△	地域の労働市場の状況に応じて、求職者のニーズを踏まえ実施
		②求人者の受理			□	
		③求人内容の正確性・明確性の確保のための各種確認			○	特に積極的に取り組むべきもの
		④インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認			△	
		⑤求人条件指導			○	
		⑥受理求人への求人充足サービス・フォローアップ 【地方労働行政運営方針】未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実			○	特に積極的に取り組むべきもの 受理求人への求人充足サービス・フォローアップについては、求人受理後3週間を経過しても応募者がいない求人すべてについてフォローアップ実施を目指す
		⑦応募票等による応募状況、顔末の把握			○	
		⑧事業所情報の収集・整備			△	
		⑨求職者情報の提供			△	必要が認められる場合は、積極的に実施することとする
	(4)求職者関係業務	①求職者受理			□	
		②相談を通じた個々の求職者の状況の把握と記録(求職管理情報)			○	
		③個々の求職者の状況に応じた支援の提供 【支援メニュー例】 ・窓口への誘導 ・自己の適職等に関する理解の促進 ・労働市場情報、求人情報の提供 ・求人自己検索パソコンの活用方法に関する助言 ・履歴書、職務経歴書の作成・指導 ・面接技法の指導 ・応募企業選択を支援 ・個別求人開拓 ・以上を効率的に実施するための再就職支援プログラム、再チャレンジプランナー、求職活動支援セミナー等の支援策の活用			○	個々の求職者の状況に応じた支援の提供については、目標設定(再就職支援プログラム開始件数8万件以上、就職率76%以上の確保を目指す。就職実現プラン作成件数14万件以上、就職率62%以上の確保を目指す。総合的な支援計画作成件数1万5千件以上、就職率40%以上の確保を目指す。チャレンジ計画作成支援件数4万件以上、就職率62%以上の確保を目指す。)を踏まえて実施
		④コンサルティングコーナーにおけるキャリアコンサルティング			○	
	(5)求人と求職の結合	【地方労働行政運営方針】職業安定行政における数値目標の設定				就職率を33%以上に引き上げることを目指す
		①職業紹介(即時紹介)			□	
②呼出紹介				△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする	
③通信紹介				△		
④管理選考				△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする	
⑤合同就職面接会				△		
⑥採否確認				○		
⑦紹介不調求職者に対する措置				○		
⑧管内における未充足求人、求職者の希望職種等の把握、分析、提供				○		

		⑨適職選択支援員による支援の実施		○	
(6)雇用保険受給者の早期再就職促進		【地方労働行政運営方針】職業安定行政における数値目標の設定			雇用保険の基本手当の所定給付日数を2/3以上残して早期に再就職する者の割合を30%程度に引き上げることを目指す
		①受給者アンケート		○	
		②求職活動計画の策定		△	求職活動計画については年度内に廃止予定
		③求職活動支援セミナー		○	
		【地方労働行政運営方針】雇用保険受給者に対する就職支援セミナー等		○	
		④再就職支援プログラムの実施		○	再就職支援プログラムの実施については、目標設定(再就職支援プログラム開始件数8万件以上、就職率76%以上の確保を目指す。)を踏まえて実施
		【地方労働行政運営方針】個々の求職者の状況に応じた個別総合的なサービスの提供		○	
		⑤再チャレンジプランナーによる中高年求職者等の就職支援の実施	☆	○	再チャレンジプランナーによる再就職支援の実施については、目標設定(就職実現プラン作成件数14万件以上、就職率62%以上の確保を目指す。総合的な支援計画作成件数1万5千件以上、就職率40%以上の確保を目指す。チャレンジ計画作成支援件数4万件以上、就職率62%以上の確保を目指す。)を踏まえて実施
	⑥受給者に対する呼出紹介・通信紹介		○	各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施	
	⑦受給者に対する求人情報ダイレクトメール		○	各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施	
	⑧認定日における職業相談		○	各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施	
(7)産業雇用情報提供業務		①労働市場ニュース・業務月報・年報告等の発行		○	
		②各種労働市場データの収集・整理・提供		○	
2ハローワークインターネットによる求人情報提供[本省]		【地方労働行政運営方針】雇用関係情報の積極的提供			
		①システムの運用[本省]		×	
		②インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認(再掲A1(3)④)		—	
		③応募票等による応募状況、顔末の把握(再掲A1(3)⑦)		—	
	④インターネット掲載情報に係る問い合わせ等への対応		□		
3公共職業安定所のサービス提供体制の整備	(1)安定所・附属施設の職業相談等サービス提供時間の延長			○	該当所について
				○	
	(2)各種附属施設による専門的サービス	①ハローワークプラザの運営		○	該当所について
		②マザーズハローワーク・マザーズサロン(仮称)の運営	☆	○	該当所について
		【地方労働行政運営方針】子育てする女性等に対する再就職支援の充実			
		③パートバンクの運営		△	
		④人材銀行の運営		○	該当所について
		⑤キャリア交流プラザの運営(キャリア交流事業)		○	該当所について
	(3)失業者向け生活関連情報の一元的提供体制の整備	⑥地域職業相談室の運営		○	該当所について
		【地方労働行政運営方針】地域職業相談室			
(4)雇用関連事業ワンストップサービスの実施	①生活関連情報について専門家による相談コーナーの運用		△	該当所について	
	【地方労働行政運営方針】生活関連情報の一元的な提供				
4職業紹介と職業訓練の連携強化	(1)的確な職業訓練受講指示	②ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供		□	
		【地方労働行政運営方針】雇用関連事業のワンストップサービスについて			
	(2)訓練終了者に対する訓練終了前からの就職支援	①雇用関連情報についての相談・情報提供コーナーの運用		○	該当所について
		②ハローワークインターネットサービスによる助成金に関する検索機能等を拡充した情報の提供		△	
	①早期受講指示		○		
	②複数受講指示		△		
B雇用保険制度の円滑かつ適正な運営	(1)適用関係業務	①訓練終了者に対する情報提供・職業相談・職業紹介等		○	
1適正な業務の運営		①適用促進			

		ア 派遣労働者・パートタイム労働者の適用促進		<input type="checkbox"/>		
		②適用事業所関係届出業務		<input type="checkbox"/>		
		③得喪関係業務		<input type="checkbox"/>		
(2)給付関係業務		①受給資格決定		<input type="checkbox"/>		
		②雇用保険受給者初回説明会		<input type="checkbox"/>		
		③失業認定				
		【地方労働行政運営方針】適正な業務の運営				
		ア 求職活動実績に基づく的確な失業認定		<input type="checkbox"/>		
		イ 職業紹介部門との連携		<input type="checkbox"/>		
		④求職者給付の支給		<input type="checkbox"/>		
		ア 一般求職者給付の支給		<input type="checkbox"/>		
		イ 高齢求職者給付の支給		<input type="checkbox"/>		
		ウ 短期雇用特例求職者給付の支給		<input type="checkbox"/>		
		エ 日雇労働求職者給付の支給		<input type="checkbox"/>		
		⑤就職促進給付の支給		<input type="checkbox"/>		
		⑥教育訓練給付の支給		<input type="checkbox"/>		
		⑦雇用継続給付(高齢者・育児・介護)の支給		<input type="checkbox"/>		
(3)不正受給の防止・早期摘発対策		【地方労働行政運営方針】不正受給の防止				
		①不正受給の防止		<input type="checkbox"/>		
		②不正受給の摘発、返還命令等		<input type="checkbox"/>		
(4)電子申請の利用促進		①雇用保険関係手続に係る電子申請の利用促進	☆	<input type="checkbox"/>		
C 民間活力の活用等によるマッチング						
1労働者派遣事業の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知		<input type="checkbox"/>	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施	
		②労働者派遣事業適正運営協力員制度の運用		<input type="checkbox"/>		
		③労働者派遣事業報告		<input type="checkbox"/>		
	(2)許可・届出制度の運用	①申請書類等の受理・審査等		<input type="checkbox"/>		
		②許可等手数料収入印紙ちょう用実績及び許可申請・届出等件数報告		<input type="checkbox"/>		
		③労働者派遣事業所台帳の整備		<input type="checkbox"/>		
	(3)指導監督の実施	①集団指導・個別指導監督計画の策定		<input type="checkbox"/>	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施	
		②集団指導・個別指導監督の実施		<input type="checkbox"/>		
		③指導監督実施状況報告		<input type="checkbox"/>		
		④是正指導書及び指導票の指導内容報告		<input type="checkbox"/>		
		⑤情報提供等運用状況報告		<input type="checkbox"/>		
	(4)苦情・相談への対応	①労働局における苦情相談の実施		<input type="checkbox"/>		
②公共職業安定所における苦情相談の実施			<input type="checkbox"/>			
③苦情相談受付状況報告			<input type="checkbox"/>			
2職業紹介事業の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知		<input type="checkbox"/>	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施	
		②職業紹介事業報告		<input type="checkbox"/>		
	(2)許可制度の運用等	①申請書類等の受理・審査等		<input type="checkbox"/>		
		②職業紹介事業所台帳の整備		<input type="checkbox"/>		
		③手数料収入印紙ちょう用実績及び許可申請・届出等件数報告		<input type="checkbox"/>		
	(3)指導監督の実施	①指導監督計画の策定		<input type="checkbox"/>	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施	
		②指導監督の実施		<input type="checkbox"/>		
		③職業紹介事業指導監督実施状況報告		<input type="checkbox"/>		
		④是正指導書及び指導票の指導内容報告		<input type="checkbox"/>		
		⑤苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)		-		
	(4)苦情・相談への対応	①労働局における苦情相談の実施		<input type="checkbox"/>		
		②公共職業安定所における苦情相談の実施		<input type="checkbox"/>		
③苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)			-			
(5)同意書制度の運用	①同意書の受理、標識の交付等		<input type="checkbox"/>			
	②同意書受理状況報告		<input type="checkbox"/>			
3労働者募集の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知		△		

	(2)委託募集に係る許可制度の運用	①申請書類等の受理・審査等		□		
		②労働者募集業務取扱状況報告の作成		□		
		③中小企業労働力確保法、林業労働力確保法等による委託募集の特例		□		
	(3)指導監督の実施			△		
		(4)苦情・相談への対応	①労働局における苦情相談の実施		□	
			②公共職業安定所における苦情相談の実施		□	
③苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)			—			
4労働者供給事業の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知		△		
		(2)許可制度の運用等	①申請書類等の受理・審査等		□	
			②労働者供給事業等処理台帳の整備		□	
					○	
	(4)苦情・相談への対応等	①労働局における苦情相談の実施		□		
		②公共職業安定所における苦情相談の実施		□		
		③苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)		—		
				○		
5官民連携による労働力需給調整機能の強化	(1)しごと情報ネット等の活用による就職支援情報の積極的提供	【地方労働行政運営方針】雇用関係情報の積極的提供				
		①しごと情報ネットの周知及び参加の勧奨		○		
		②しごと情報ネット参加機関募集の状況報告		□		
	(2)民間の職業紹介事業者との連携による再就職支援体制の整備	①無料職業紹介事業者の体制整備に係る援助		△		
		②無料職業紹介事業者及び労働者供給事業者への情報提供		△		
		③カウンセリング技法の向上を図るための研修会		△		
	(3)民間委託による中高年不安定就労者の就職支援事業	【地方労働行政運営方針】民間事業者を活用した中高年不安定就労者の就職支援	☆	○	該当所について	
D 早期再就職の促進対策等		【地方労働行政運営方針】成長分野を中心とした円滑な労働移動の支援				
1再就職援助計画・大量雇用変動届の提出指導		①周知		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する	
		②再就職援助計画の受理		□		
		③再就職援助計画の作成援助		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する	
		④再就職援助計画の認定		□		
		⑤再就職援助計画の提出指導		△	同上	
		⑥再就職援助計画の変更に係る認定		□		
		⑦再就職援助計画に係る報告		□		
		⑧大量雇用変動の届出又は通知の受理		□		
		⑨大量雇用変動届の提出指導		△	同上	
		⑩大量雇用変動状況の報告		□		
2円滑な労働移動の効果的な支援	(1)労働移動支援助成金の支給	①周知		△	再就職援助計画受理時において助成金制度に関する周知を積極的に実施	
		②労働移動支援助成金の支給		□		
		③労働移動支援助成金実績報告		□		
		④講習支援アドバイザーによる相談・アドバイス		△		
(2)移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の支給	①移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の支給[高障機構]		×			
	②移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の不支給要件の確認		□			
3募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた啓発・指導					募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた啓発・指導については、目標設定(年齢不問求人割合を平成19年度までに全求人50%以上とする。)を踏まえて実施	
		①周知・啓発(理由提示を含む)		○		
		②求人窓口における指導(理由提示を含む)		○		
		③個別企業が抱える問題に応じた助言・援助		○		
		④理由提示違反事業主に対する助言・指導		□		

		⑤職業紹介事業者等に対する理由提示に係る指導・啓発		△	職業紹介事業等に係る制度の周知や指導監督に含めて実施する(C2(1)①・(3)①②、C3(1)①・(3)、C4(1)①・(3))
4特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・緊急就職支援雇用開発助成金)の支給		①活用促進		△	
		②制度の周知徹底		△	
		③不正受給防止を図った支給事務		△	
		④支給決定状況報告		□	
5雇用調整助成金の支給		【地方労働行政運営方針】雇用の維持確保に対する支援			
		①活用促進		△	
		②制度の周知徹底		△	
		③不正受給防止を図った支給事務		△	
		④計画届受理状況報告		□	
6雇用再生集中支援事業の推進		【地方労働行政運営方針】雇用再生集中支援事業の実施			
		①雇用調整方針の周知		△	
		②雇用調整方針の受理		△	
		③雇用調整方針の作成援助		△	
		④雇用調整方針の届出指導		△	
		⑤雇用調整方針に係る報告		□	
		⑥不良債権処理就業支援特別奨励金の周知		△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施
		⑦民間活用再就職支援事業の周知		△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施
7育児休業取得促進等助成金(仮称)		①周知	☆	○	育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設
		②育児休業取得促進等助成金の支給		□	
		③育児休業取得促進等助成金実績報告		□	
E雇用機会創出対策		【地方労働行政運営方針】中小企業における雇用機会の積極的な創出			
1中小企業における雇用機会の創出支援	(1)改善計画の認定に係る協議	①中小労確法に基づく改善計画の認定に係る都道府県知事からの協議		□	
	(2)雇用機会の創出に対する支援	①中小企業基盤人材確保助成金の周知[局・機構]、支給[機構]		△	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、中小企業の創業・異業種進出への意欲を高め、重点的に雇用の受皿作りを実施
		②OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務		□	
	(3)雇用管理の改善に対する支援	①中小企業職業相談委託助成金の周知[局・機構]、支給[機構]		△	
		②OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務		□	
	(4)中小企業団体に対する支援	①中小企業人材確保援助事業(候補団体のヒアリング)[局・機構]		□	構成中小事業主における人材確保及び職場定着に特化して支援。特に、ものづくり産業における技能継承者の確保に取り組む団体を優先的に支援
	(5)新規・成長分野企業等に対する総合的な支援の実施	①新規・成長分野支援ネットワークの運営[局・機構]		△	
(6)技能継承者の確保に対する支援	①技能継承トライアル雇用の勧奨指導(平成18年10月施行)		△		
	②技能継承トライアル雇用奨励金の支給(平成18年10月施行)		□		
2創業に対する支援	(1)受給資格者創業支援助成金の支給	【地方労働行政運営方針】受給資格者創業助成金			
		①周知		△	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、中小企業の創業・異業種進出への意欲を高め、重点的に雇用の受皿作りを実施
		②受給資格者創業支援助成金の支給		□	
	(2)高齢者等共同就業機会創出助成金	③受給資格者創業支援助成金実績報告		□	
		【地方労働行政運営方針】高齢者等の共同による創業に対する支援			
		①高齢者等共同就業機会創出助成金の周知・情報提供		△	
②高齢者等共同就業機会創出助成金の支給[高障機構]			×		
	③高齢者等共同就業機会創出助成金の不支給要件の確認		□		
	④高齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業[高障機構]		×		

	(3)子育て女性起業支援助成金	①周知		△	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、中小企業の創業・異業種進出への意欲を高め、重点的に雇用の受皿作りを実施	
		②子育て女性起業支援助成金の支給		□		
		③子育て女性起業支援助成金実績報告		□		
3介護・看護分野における雇用管理改善	(1)制度の周知啓発等	【地方労働行政運営方針】介護分野における雇用管理改善の推進		△		
		(2)介護労働者雇用改善援助事業	【地方労働行政運営方針】介護分野における雇用管理改善の推進			
		①介護労働者雇用管理改善等援助事業[介労センター]		×		
		②介護基盤人材確保助成金の支給及び支給状況報告		□		
	(3)福祉重点ハローワーク事業	①潜在福祉マンパワーの登録		○	該当所について	
		②福祉関係求人への提供・職業相談・講習会等の開催		○	同上	
③福祉マンパワー合同求人選考会の開催			○	同上		
④求人充足対策の実施			○	同上		
4地方の創意工夫をいかした雇用機会の創出等	(1)地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施	①地域雇用創造推進事業の提案協議会に対する相談・援助 【地方労働行政運営方針】地域雇用創造推進事業	☆	△		
5地域創業助成金の支給		【地方労働行政運営方針】地域創業助成金				
		①制度の周知		△		
		②支給要件の確認等業務		×		
F 地域雇用開発対策						
1地域雇用開発促進法に基づく業務等	(1)地域雇用開発にかかる基本業務	①都道府県等関係団体との連携及び関連施策の周知		○		
		②都道府県の地域雇用開発計画作成に対する相談援助		△	新たに作成を行う等の場合は、積極的に実施	
		③地域雇用開発計画の同意に係る地方労働審議会への対応		□		
	(2)雇用開発促進地域における地域雇用開発	【地方労働行政運営方針】地域雇用開発助成金		☆		
		①地域雇用開発助成金の支給		☆	□	
		②地域雇用開発助成金受給資格・支給決定等状況報告		☆	□	
	(3)旧制度による地域雇用開発	地域雇用開発促進助成金(経過措置分)				
		①大規模雇用開発モデルプロジェクトの推進			△	
		②地域雇用開発促進助成金の支給			□	
		③地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告 地域求職活動援助事業(経過措置分・10労働局)			□	
2地方就職等支援事業	①地方就職支援センターの運営		☆	△		
	②広域職業紹介活動		☆	△		
3雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進	(1)地域雇用活性化事業の実施の雇用対策の推進	【地方労働行政運営方針】地域雇用開発活性化事業の実施				
		①事業内容の周知		○		
		②中小企業団体等に対する相談・援助		△		
		③事業実施団体の選定(都道府県との連携)		△		
		④事業実施団体との委託契約・委託費精算・実績報告		□		
		⑤意識啓発セミナーの開催(5労働局)		△		
4創業に対する支援	(1)受給資格者創業支援助成金の支給(再掲(E2(1)))	①周知		—	雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、中小企業の創業・異業種進出への意欲を高め、重点的に雇用の受皿作りを実施	
		②受給資格者創業支援助成金の支給		—		
		③受給資格者創業支援助成金実績報告		—		
	(2)創業支援コーナーによる相談援助の実施	①事業内容の周知[局・機構]、相談援助の実施[機構]			△	北海道、青森、秋田、高知、長崎、鹿児島及び沖縄県のみ対象
5中小企業における雇用機会の創出支援	(1)雇用機会の創出に対する支援(再掲(E1(2)))	①中小企業基盤人材確保助成金の周知[局・機構]、支給[機構]			雇用情勢が厳しい地域(地域雇用促進法に基づく雇用機会増大促進地域)において、中小企業の創業・異業種進出への意欲を高め、重点的に雇用の受皿作りを実施	
		②OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務				—

G地域再生に向けた雇用支援						
	(1)地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施	【地方労働行政運営方針】地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施				
		①地域再生雇用支援ネットワーク事業におけるワンストップ相談窓口での対応		□		
		②地域再生雇用支援ネットワーク事業における「地域再生雇用支援連絡会議」の開催		△		
	(2)地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施	地域雇用創造推進事業の提案協議会に対する相談・援助(再掲・E4(1)①)		—		
	(3)地域創業助成金の支給(再掲・E5)	①制度の周知(再掲・E5①)		—		
H若年者雇用対策						
1フリーター25万人常用雇用化プランの推進	(1)「ジョブクラブ(就職クラブ)」方式によるフリーターの常用就職の支援	【地方労働行政運営方針】「ジョブクラブ(就職クラブ)」方式による常用就職の支援の実施				
		①ジョブクラブ運営に係る委託団体との連携・協力	☆	○		
	(2)若年者雇用促進特別奨励金(仮称)を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進	【地方労働行政運営方針】年長フリーター等の安定した雇用の促進				
		①若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーターの雇入れの勧奨指導	☆	○	正社員としての就業経験が少ない25歳以上35歳未満の年長フリーターに対して実施	
		②若年者雇用促進特別奨励金の支給	☆	□		
	(3)フリーター常用就職支援事業	【地方労働行政運営方針】フリーター常用就職支援事業の実施				
		①求職登録		□		
		②常用雇用就職プランの策定		○		
		③マッチング(職業指導、職業紹介、個別求人開拓)		○		
		④就職後の支援		○		
	(4)若年失業者を対象とした雇用安定促進事業	【地方労働行政運営方針】ヤングワークプラザにおける個別支援の実施				
		①支援対象者の登録		○	希望職種が明確になっていないフリーターに対して個別の支援を実施	
		②個別支援(適性検査、カウンセリング等)		○		
		③マッチング(職業指導、職業紹介、個別求人開拓)		△		
	(5)若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)の整備	【地方労働行政運営方針】地域との連携及び協力による若年者就職支援対策の展開				
		①若年者地域連携事業の実施		×		
		②併設ハローワークにおける職業紹介		△		
(6)フリーターや学卒未就職者等に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】若年者試行雇用事業の実施				若年者トライアル雇用については、目標設定(若年者トライアル雇用の開始者数を6万4千人、常用雇用移行率80%以上の確保を目指す)を踏まえて実施	
	①若年者トライアル雇用の勧奨指導		○	フリーター、学卒未就職者、長期若年無業者等に対して実施		
	②若年者トライアル雇用奨励金の支給		□			
(7)農林業等就職促進支援事業	①フリーター等若者に対する農業就業支援(職業相談等) 【地方労働行政運営方針】若者に対する農業就業の支援		○			
2新規学卒者等に対する就職支援策の推進	(1)新規中高卒者等に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】新規高卒者に対する就職支援策の実施			新規高卒者の内定率について平成18年度以上の確保を目指す	
		①求人者に対する業務(求人者指導、求人受理等)				
		ア 求人指導、求人受理		△		
		イ 求人開拓・求人確保		△		
		②マッチング支援				
		ア 応募前職場見学会(高)		△		
		イ 各種研修・講習(高校生就職ガイダンスのフォロー、進路指導担当者)		△		
		③マッチング				

		ア 若年者ジョブサポーターの学校訪問による個別の就職相談、職業紹介		○	若年者ジョブサポーターを有効活用し、就職希望者に対して個別就職支援を推進 なお、若年者ジョブサポーターは、学校と連携し高校中退者に関する情報収集及び必要な支援等を実施
		イ 就職面接会など、集団的手法による就職支援		△	
		④未内定者・未就職卒業生への支援			
		ア 未内定者に対する個別支援、個別求人開拓、就職準備講習等の支援(未充足求人へのフォローも含む)		○	若年者ジョブサポーターの行う個別就職支援の一環として実施
		イ 未内定者・学卒未就職者に対する若年者トライアル雇用の活用		△	
		⑤求職動向調査(中・高)		□	
		⑥就職慣行の見直しの推進(都道府県高等学校就職問題検討会議の開催)		△	
		⑦新規高等学校卒業生職業紹介業務連絡会議の開催		△	
	(2)新規大卒者等に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】新規大卒者等に対する就職支援策の実施			
		①求人者に対する業務			
		ア 事業主指導(求人・求職秩序の維持、公正公平な採用の確保、採用内定取消の防止等)		△	
		イ 求人開拓・求人確保		△	
		ウ 既卒者(卒業後3年以内の者)の応募機会の拡大を図るための働き		○	
		②求職者に対する業務			
		ア 学生職業総合支援センター情報データベースシステムを活用した個別の職業相談・求人開拓、大学等と連携した未内定学生の把握		○	未内定学生に対する積極的な就職支援を実施
		イ 集団的手法による就職支援(就職面接会の開催、各種講習会の開催)		△	未内定学生に対する積極的な就職支援を実施
		ウ 既卒者(卒業後3年以内の者)を対象とした面接会の開催	☆	○	
		③求職動向調査		□	
3学校等と連携した早期職業意識啓発の推進等	(1)大学等と連携した職業意識啓発事業	【地方労働行政運営方針】職業意識形成支援の積極的推進			
		①大学等就職指導担当者研修等大学等との連携強化		△	
		②学生等に対する各種セミナー等就職活動準備のための支援、インターンシップの推進		△	
		③大学等及び事業主団体等との連絡会議		△	
		④短期の就業体験実習講座		△	
	(2)事業主団体と連携したインターンシップ受入企業開拓事業	企業、学生等、大学等に対する周知・広報等の協力		△	各受託団体への必要な協力を実施
	(3)高校における職業意識形成支援事業	①キャリア探索プログラム		○	学校・教育委等と連携して実施
		②ジュニア・インターンシップ		○	
		③職場見学		△	
		④ハローワーク体験ツアー		△	
		⑤職業レディネステスト等の実施		△	
		⑥若年者雇用問題検討会議の開催		△	
		⑦高校生対象の「就職ガイダンス」の運営協力		○	学校と受託団体との効果的な連絡調整の実施
4若年失業者等に対する就職支援、職場定着等の推進	(1)若者の応募機会の拡大に向けた取組の推進	【地方労働行政運営方針】若者の応募機会の拡大に向けた取組の推進			
		若者の応募機会の拡大に向けた取組	☆	○	
	(2)若年労働者の職場定着促進事業の実施	【地方労働行政運営方針】職場定着を推進する施策の推進			
		①働く若者ネット相談事業との連携		△	
	(3)若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	【地方労働行政運営方針】臨床心理士等専門的な人材を活用した就職支援			
		①悩みに対する専門的相談体制の整備		○	窓口の設置、通常の紹介窓口との連携、外部専門機関との連携
	(4)若年失業者を対象とした雇用安定促進事業	①再チャレンジプランナーによる中高年求職者等の就職支援の実施(再掲A1(6)⑤)	☆	-	

	(5)無償の労働体験等を通じての就職力強化事業(ジョブパスポート事業)	【地方労働行政運営方針】無償の労働体験等を通じての就職力強化事業(ジョブパスポート)の推進			
		①ジョブパスポートを活用した募集採用の普及、就職支援		○	
		②ジョブパスポート支援システムの運用		□	
5若者の人間力を高めるための国民運動の推進	(1)若者の人間力を高めるための国民運動の推進	【地方労働行政運営方針】若者の人間力を高めるための国民運動の推進			
		①国民運動の広報・啓発活動への協力		△	
6技能継承者確保の推進	(1)技能継承者の確保に対する支援(再掲(E1(6)))	【地方労働行政運営方針】技能継承の確保に係る支援			
		①技能継承トライアル雇用事業の勧奨指導		—	
		②技能継承トライアル雇用奨励金の支給		—	
I 高齢者雇用対策					
1定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の推進	(1)高齢者雇用状況報告制度の運用	①報告提出関係事務		△	
		②集計関係事務		△	
		③指導対象事業所台帳の整備		△	
	(2)高齢者雇用確保措置に関する指導	【地方労働行政運営方針】高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進			高齢者雇用確保措置導入啓発指導については、目標設定(51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業等の割合について、平成20年の高齢者雇用状況報告において42%を目指す)を踏まえて実施
		①義務化年齢までの高齢者雇用確保措置を導入していない企業に対する指導、勧告(個別指導・集団指導・文書による指導、勧告)		○	求人開拓や他の事業主指導と併せて行うなどにより各局・所の実情に応じて行う
		②希望者全員が対象となる65歳までの高齢者雇用確保措置の導入に向けた周知啓発、相談・援助、指導(個別指導・集団指導・70歳まで働ける企業奨励金(定年引上げ等奨励金)の周知、情報提供)		○	
		③都道府県高齢協会との連絡調整(同行・訪問要請)		○	
		④指導のフォローアップ・状況把握		○	
		⑤高齢者雇用確保措置推進指導実施状況報告		□	
	(3)60歳未満定年企業に対する指導	①定年制の状況把握		△	
		②個別指導の実施		△	
	(4)高齢者雇用推進者選任指導	①高齢者雇用推進者選任指導		△	
	(5)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構による相談援助等	①アドバイザーによる相談援助事業[高障機構] 【地方労働行政運営方針】高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進、「70歳まで働ける企業」の普及促進、募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する取組の推進		×	
		②アドバイザーによる企画立案事業[高障機構] 【地方労働行政運営方針】高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進、「70歳まで働ける企業」の普及促進		×	
		③70歳まで働ける企業奨励金(定年引上げ等奨励金)の支給[高障機構] 【地方労働行政運営方針】「70歳まで働ける企業」の普及促進	☆	×	
	(6)高齢者雇用促進月間[高障機構]	①都道府県高齢者雇用フェスタの開催の協力		△	高齢者雇用促進に関する啓発・広報等として効果的であり、協力すべきと判断するものについては各局・所の実情に応じて行う
	(7)「70歳まで働ける企業」の普及促進	【地方労働行政運営方針】「70歳まで働ける企業」の普及促進			
		「70歳まで働ける企業」の普及促進に向けた周知啓発等(70歳まで働ける企業奨励金(定年引上げ等奨励金)の周知、情報提供等)	☆	○	
	(8)「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトに関する取組の支援	【地方労働行政運営方針】「70歳まで働ける企業」の普及促進			
		①実施計画の策定	☆	×	

		②実施に係る連携・支援	☆	○	
		③業務報告	☆	×	
	(9)65歳雇用導入プロジェクトに関する取組の支援	①実施計画の策定		×	
		②実施状況のフォローアップ		△	
		③業務報告		×	
2高年齢者等の再就職の促進	(1)再就職援助の促進等	【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の促進			
		①高齢法の趣旨、求職活動支援書制度等の周知		○	
		②高年齢者雇用推進委員会の設置・運営		△	
		③求職活動支援書交付の事業主指導		□	
		④求職活動支援書の作成の仕方、再就職援助措置の講じ方に関する相談、援助		△	必要に応じて都道府県高齢協会の再就職支援コンサルタントと連携を図る
		⑤求職活動支援書交付報告書の受理		□	
		⑥求職活動支援基本計画書の受理		□	
		⑦業務報告		□	
	(2)多数離職届	①多数離職届の提出指導		△	
		②多数離職届の受理		□	
		③業務報告		□	
	(3)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構による相談援助等	①再就職支援コンサルタントによる事業主に対する支援事業〔高障機構〕 【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の促進		×	
		② 高齢期雇用就業支援コーナーにおける高年齢者等の職業生活設計及びキャリアの棚卸し等の相談・援助に係る連携〔高障機構〕 【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の促進	☆	△	高障機構において、「団塊の世代」をはじめとする高年齢者のセカンドキャリアの実現を支援するため、高齢期雇用就業支援コーナーを拠点として、高年齢者等を対象に、総合的な情報提供、相談・援助等を実施することとしているので、適切に連携を図る
	(4)定年退職者等再就職支援事業	【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の促進			平成19年度事業実施局は20局
		①セミナー及び面接会の開催等	☆	○	新規事項はセミナーのみ
		②パンフレットの配布等による周知・啓発	☆	△	
	(5)シニアワークプログラム事業	【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の促進			
		①委託契約〔受諾民間団体・局〕		□	
		②委託費確定積算・実績報告〔受諾民間団体・局〕		□	
		③技能講習事業〔受諾民間団体・局〕		□	
		④職業紹介事業〔受諾民間団体・局〕		□	
		⑤職場体験講習事業〔受諾民間団体・局〕		□	
		⑥運営管理〔受諾民間団体・局・安定所〕		○	
	(6)高年齢者職業相談室	【地方労働行政運営方針】高年齢者職業相談室			
		①市区町村等との連携に係る業務計画の策定		△	
		②運営管理		△	
		③業務報告		□	
	(7)中高年齢失業者等求職手帳	①申請の受理		□	
		②審査関係		□	
		③発給・不発給手続		□	
		④就職促進の措置の指示・進路指導の実施・就職指導の実施・職業紹介		△	
		⑤業務報告		□	
	(8)官公庁等における高年齢者雇用率制度	①報告関係事務		□	
	(9)中高年齢者に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の促進			中高年齢者試行雇用事業については、目標設定（中高年トライアル雇用の開始者数を4,500人、常用雇用移行率75%以上の確保を目指す）を踏まえて実施
		①中高年トライアル雇用の勧奨・指導		○	
		②中高年トライアル雇用の奨励金の支給		□	
3高齢者の多様な就業機会・社会	(1)シルバー人材センター事業等	【地方労働行政運営方針】シルバー人材センター事業等の推進			

参加の促進		①都道府県シルバー人材センター事業推進連絡会議の開催[局・都道府県・シルバー連合]	☆	○	
		②シルバー人材センター事業[シルバー連合・局] ・シルバー人材センター事業運営[シルバー連合・局] ・高齢者活用生活援助サービス事業[シルバー連合・局] ・高齢者活用子育て支援事業[シルバー連合・局] ・地域高齢者社会参加促進事業[シルバー連合・局] ・退職前高齢者生きがい就業体験事業[シルバー連合・局] ・ワークプラザ奨励事業[シルバー連合・局・全シ協]		△	
		③補助金交付関係[シルバー連合・局] ・補助金交付申請[シルバー連合・局] ・補助事業実施状況報告[シルバー連合・局] ・補助金確定積算・実績報告[シルバー連合・局]		□	
	(2)高齢者等共同就業機会創出助成金	【地方労働行政運営方針】高齢者等による創業の取組の推進(再掲)			
		①高齢者等共同就業機会創出助成金の周知・情報提供 ②高齢者等共同就業機会創出助成金の支給[高障機構] ③高齢者等共同就業機会創出助成金の不支給要件の確認 ④高齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業[高障機構]		△ × □ ×	
J 障害者雇用対策					
1障害者を雇用する事業主に対する指導・援助	(1)障害者雇用率達成指導	【地方労働行政運営方針】雇用率達成指導の厳正な実施等			
		①行政措置(計画作成命令・適正実施勧告・特別指導等)の厳正な実施		○	
		②地方公共団体への指導		○	
		③特殊法人への指導		○	
		④指導対象を重点化した効果的な指導 【地方労働行政運営方針】指導対象を重点化した効果的な指導	☆	○	
		⑤特定身体障害者の雇用促進		△	
	(2)障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任指導			△	6-1報告提出手続き時や職場定着指導と同時に行う等効率化を図る
	(3)障害者解雇届の運用			△	
	(4)障害者雇用連絡会議			△	各局の実情に応じて、他の会議と合同開催とすることは可とする
	(5)都道府県障害者雇用連絡協議会			△	
(6)障害者雇用促進運動	①周知・啓発広報[局・所・高障機構]		△	マスメディアの有効活用など職員の動員を要さない効率的な形態で実施する	
2障害者に対する職業リハビリテーション	(1)職業相談・職業紹介の充実	①障害者求人の開拓 【地方労働行政運営方針】障害の特性に応じた相談・支援の充実		○	
		②職業相談・職業紹介 【地方労働行政運営方針】障害の特性に応じた相談・支援の充実		○	
		③障害者に対する職業訓練・職場適応訓練		△	
		④障害者試行雇用事業の実施 【地方労働行政運営方針】障害者試行雇用事業の推進		○	
		⑤集団面接会・管理選考会の実施		△	
		⑥ジョブコーチによる支援の推進 【地方労働行政運営方針】職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の推進		○	
		⑦在宅就業障害者に対する雇用対策及び在宅就業支援団体の登録関係業務の円滑な実施 【地方労働行政運営方針】在宅就労に対する支援		○	

	(2) 精神障害者に対する雇用対策の強化	①精神障害者に対する支援の強化及び総合支援の推進に係る地域障害者職業センターとの連携 【地方労働行政運営方針】公共職業安定所における雇用支援の強化		○		
		②精神障害者ジョブガイダンス事業 【地方労働行政運営方針】医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業の機動的実施		○		
	(3) 発達障害者に対する適切な対応	①発達障害に対する理解の促進 【地方労働行政運営方針】発達障害に対する理解の促進		○		
		②若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施 【地方労働行政運営方針】若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施	☆	○		
	(4) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			□		
	(5) 職場適応指導の実施			△		
	(6) 雇用・福祉・教育の連携による支援の充実強化	①地域障害者就労支援事業 【地方労働行政運営方針】関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の推進		○		
		②福祉施設や特別支援学校における就労支援の促進 【地方労働行政運営方針】福祉施設や特別支援学校における就労支援の促進		○		
		③都道府県関係部局と連携した障害者就業・生活支援センターの運営への協力 障害者就業・生活支援センターとの密接な連携による効果的な就業・生活支援 【地方労働行政運営方針】就業面と生活面における一体的な支援の拡充		○		
	(7) 地域障害者職業センターとの連携	①障害者職業センターによる専門的な職業リハビリテーションと連携した効果的な就業支援(上記①～⑤の活用)		○		
(8) 障害者雇用支援センターとの連携・協力	①都道府県関係部局と連携した障害者雇用支援センターの運営への協力[局・県]		△			
K 外国人雇用対策						
1 外国人労働者の就労環境の一層の整備	(1) 外国人雇用状況報告制度の運用	①制度の周知		○		
		②説明会の開催		△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会の活用可	
		③報告提出関係事務		□		
	(2) 専門的・技術的分野の外国人に対する支援	【地方労働行政運営方針】専門的・技術的分野の外国人に対する支援				
		①外国人が応募可能な専門性のある求人の確保		△	外国人求職者の多い地域では充実実施	
		②外国人雇用サービスセンターに対する求人の連絡		□		
		③日系人雇用サービスセンターに対する求人の連絡		□		
		④外国人雇用サービスコーナーでの職業相談・紹介		△	外国人が多い地域において実施	
		⑤外国人雇用サービスセンターでの職業相談・紹介		△	東京・大阪労働局のみ実施	
		⑥卒業後の就職を希望する留学生に対する支援事業		○		
	⑦外国人求職者対応に係る業務報告		□			
	(3) 日系人に対する支援	【地方労働行政運営方針】日系人に対する支援				
		①日系人雇用サービスセンターでの職業相談・紹介		△	東京・愛知労働局のみ実施	
		②「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく事業者への指導・援助		○		
③個々の日系人求職者の状況に応じた支援の提供		☆	○	日系人が多い地域において実施		
④日系人若年者等に対する就労支援			○	日系人が多い地域において実施		
(4) 事業者等に対する指導・援助等	⑤外国人求職者対応に係る業務報告			□		
	①外国人雇用管理アドバイザー制度の運用			○		

		②外国人雇用管理セミナーの開催	△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会等の活用可
		③事業主団体との懇談会	△	同上
		④「外国人労働者問題啓発月間」に係る周知・啓発	△	
		⑤「外国人労働者問題啓発月間」に係る講演会の開催	△	地方局の実情に応じ実施
		⑥事業主対応に係る業務報告	□	
	(5)適正就労の推進等	①警察庁、法務省等関係行政機関との連携	○	
		②事業主等への啓発・指導	△	
		③関係行政機関への情報提供	△	
		④適正就労等対策に係る業務報告	□	
L 特別雇用対策				
1	建設労働対策	【地方労働行政運営方針】総合的な建設労働対策の推進		
	(1)建設事業主等に対する啓発指導	①建労法の広報周知	△	
		②雇用管理責任者の選任指導	△	
		③建設労働者の募集の届出	□	
		④建設労働者募集届及び建設労働者募集従事者証交付状況報告	□	
		⑤雇入れ通知書の交付の徹底指導	△	
		⑥建設労働者の募集に関する事業主に対しての指導及び関係請負人に係る書類の備え付けに関する元方事業主に対しての指導	△	
	(2)建設労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等	①建設雇用改善指導員による雇用管理改善の相談援助〔機構〕	×	
		②雇用管理研修〔機構〕	×	
		③建設雇用改善助成金の支給〔機構〕	×	
		④建設雇用改善推進対策会議(仮称)〔局・所・機構〕	□	
		⑤建設雇用改善推進対策会議(仮称)報告	□	
	(3)建設雇用改善推進月間及び大会の実施	①建設雇用改善推進に係る広報周知〔局・所・機構〕	△	パンフレットの配付、ポスターの掲載以外の方法については、地方に任せる
		②建設雇用改善推進大会の開催〔機構・局・所〕	□	
		③優良事業所の表彰〔機構・局・所〕	□	
	(4)建設業務労働者就業機会確保事業等に係る許可申請受理等	①実施計画認定申請書作成の助言指導	□	
		②建設業務労働者就業機会確保事業実施に係る相談及び許可申請書作成支援	□	
		③建設事業主等への周知、啓発及び指導	○	当該事業は建設雇用改善に係る事業の柱の1つであり、制度の適正な運用を図るために取組が必要であるため
		④建設業務労働者就業機会確保事業に係る業務報告	□	
	(5)建設業務有料職業紹介事業等に係る許可申請受理等	①実施計画認定申請書作成の助言指導	□	
		②建設業務有料職業紹介事業実施に係る相談及び許可申請書作成支	□	
		③建設事業主団体への周知、啓発及び指導	○	当該事業は建設雇用改善に係る事業の柱の1つであり、制度の適正な運用を図るために取組が必要であるため
		④建設業務有料職業紹介事業に係る業務報告	□	
	(6)建設労働者雇用安定支援事業	①建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の周知啓発及び相談援助並びに事業実施に係る講習会等の実施〔委託	×	
		②建設労働者の円滑な労働移動、雇用の安定等に係る情報提供、相談援助等(委託先団体)	×	
2	農山村雇用対策	(1)農林業等就職促進支援事業		
		①就農等支援コーナー等における農林漁業求職者に対する職業相談等【地方労働行政運営方針】「農林業をやってみよう」プログラムの推進	○	
		②フリーター等若者に対する農業就業支援(職業相談等)(再掲H1(7))【地方労働行政運営方針】若者に対する農業就業の支援	—	
	(2)農山村雇用開発推進事業	①農山村雇用開発計画の作成支援	△	地域からの申出があった際には、積極的に支援する
	(3)農業者転職対策	①離農転職希望者に対する職業相談・職業紹介等	△	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給	□	
3	林業労働者対策	【地方労働行政運営方針】林業労働力の確保対策の強化		

	(1)林業労働力確保支援センター等による林業雇用改善促進事業〔林業労働力確保支援センター・局等〕			○	
	(2)林業振動障害軽快者の再就職促進	①職業相談・求人情報の提供等		△	
	(3)林業就業支援事業	①林業求職者に対する参加勧奨 ②修了者に対する職業相談・職業紹介		△	林業の求職者のニーズが高い地域においては、積極的に実施
4生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する雇用対策		【地方労働行政運営方針】生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援 ①生活保護受給者等就労支援事業協議会の開催 ②就労支援メニューの選定 ③就職支援ナビゲーターによる支援 ④トライアル雇用の活用 ⑤公共職業訓練の受講あつせん ⑥生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨		○ ○ ○ △ △ △	
5刑務所出所者等に対する雇用対策		【地方労働行政運営方針】刑務所出所者等に対する就労支援 ①刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催 ②就労支援メニューの選定 ③担当者制による支援 ④トライアル雇用の活用 ⑤職場体験講習の受講あつせん ⑥セミナー及び事業所見学会の活用 ⑦公共職業訓練の受講あつせん ⑧職業転換給付金制度の活用 ⑨身元保証制度の活用 ⑩職場適応・定着支援 ⑪職場体験講習の委託実施及び試行雇用奨励金の支給等〔更生保護法人日本更生保護協会〕		○ ○ ○ △ △ △ △ △ △ △ ×	
6ホームレスの雇用対策		【地方労働行政運営方針】ホームレスの雇用対策の推進 ①職業相談・職業紹介（職業相談員） ②ホームレス自立支援事業に係る職業紹介状況報告について ③求人開拓、啓発活動（就業開拓推進員） ④ホームレス就業開拓推進員に係る求人開拓等実施状況報告 ⑤自立支援センターに入所しているホームレスを対象とした技能講習の実施 ⑥ホームレスを対象とした試行雇用 ⑦ホームレスを対象とした試行雇用奨励金の支給 ⑧ホームレスを対象とした就業支援事業の実施		△ □ △ □ □ △ □ ×	自立支援職業相談員及びホームレス就業開拓推進員の配置所において実施
7母子家庭の母等の雇用対策		【地方労働行政運営方針】母子家庭の母等の雇用対策の推進 ①職業相談・職業紹介（職業相談員（専婦担当）） ②各種給付金（職業転換給付金・特開金・試行雇用奨励金等）の支給		○ □	
8駐留軍関係離職者対策		【地方労働行政運営方針】駐留軍関係離職者対策の推進 ①駐留軍関係離職者就職指導票交付に基づく職業相談・紹介等 ②各種給付金（職業転換給付金・特開金等）の支給		□ □	
9漁業離職者対策		【地方労働行政運営方針】漁業離職者対策の推進			
	(1)漁臨法に基づく漁業離職者対策	①漁業離職者求職手帳の発給 ②各種給付金（職業転換給付金・特開金等）の支給		□ □	
	(2)漁特法に基づく漁業離職者対策	①漁業離職者求職手帳の発給 ②各種給付金（職業転換給付金・特開金等）の支給		□ □	
10沖縄雇用対策		【地方労働行政運営方針】沖縄県における雇用対策の推進 ①県内企業に対する雇用管理改善指導 ②産業・職業セミナー ③沖縄失業者求職手帳発給に基づく職業相談・職業紹介 ④沖縄振興特別措置法対象者の職業紹介状況報告		△ △ △ □	

11日雇労働者雇用対策		⑤各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給 【地方労働行政運営方針】日雇労働者対策の推進		□	
		①日雇職業紹介		□	
		②日雇労働者職業紹介状況報告について		□	
		③日雇労働者求人開拓実施状況について		□	
		④公共事業に係る失業者吸収率の適用状況報告		□	
		⑤日雇労働者が集中する特別地区の日雇労働者を対象とした技能講習		□	
		⑥常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用の奨励、指導		△	
		⑦常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用奨励金の支給		□	
12アイヌ地区住民の雇用対策		【地方労働行政運営方針】アイヌ地区住民の雇用対策の推進			北海道局のみ
	(1)職業相談・職業紹介等	①指定中学に係る特別職業指導		△	
		②職業相談・職業紹介(職業相談員(アイヌ担当))		△	
		③職業相談員(アイヌ担当)の経験交流会		△	
		④職業安定のための事業主説明会		△	
	(2)常用就職の促進	①就職資金貸付[機構]		□	
②特定求職者雇用開発助成金の支給					
13中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策		【地方労働行政運営方針】中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策の推			
	(1)各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			□	
	(2)身元保証	①安定所長による記載証明		□	
14難民の雇用対策		【地方労働行政運営方針】難民の雇用対策の推進			
		①求人開拓・RHQ支援センターへの求人取り次ぎ・求人内容調査		△	
15在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策		【地方労働行政運営方針】在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策の推進			
		①事業主啓発説明会等による周知・啓発		△	
		②不適正事象への個別指導		△	
16北朝鮮帰国被害者等の雇用		【地方労働行政運営方針】北朝鮮帰国被害者等に対する雇用対策の推			
		①職業相談・職業紹介		△	
17公正な採用選考の推進		【地方労働行政運営方針】公正な採用選考の推進			
	(1)事業主に対する啓発・指導	①全国高等学校統一応募用紙等の適正な応募書類の周知徹底		△	
		②公正採用選考人権啓発推進員制度の運用		○	
		③企業トップクラスに対する研修会の開催		△	
		④小規模事業所に対する啓発・指導(採用選考自主点検システムの配		△	
		⑤公正な採用選考についての各種啓発資料の作成・配布		△	
		⑥就職差別事象等を惹起した企業に対する調査及び個別指導		△	
18港湾労働対策		【地方労働行政運営方針】港湾労働対策の推進			対象局(東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡)のみ
	(1)港湾労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等	①雇用管理者の選任指導		△	
		②雇用管理者研修[港湾労働安定センター]		×	
		③雇用管理の改善に関する指導・勧告		△	
		④港湾労働者就労状況報告等		△	
		⑤港湾労働者証の交付		△	
		⑥港湾雇用秩序連絡会議		△	
		⑦関係行政機関による合同パトロールの実施		△	
	(2)港湾労働者派遣事業の許可・届出制度の運用			△	
	(3)港湾労働者派遣事業制度の適正な運用の確保	①制度等の周知		△	
		②指導監督		△	
		③派遣元責任者講習[港湾労働安定センター]		×	
		④情報の収集、整理及び提供[港湾労働安定センター]		×	
		⑤労働者派遣契約の締結についてのあっせん[港湾労働安定センター]		×	

	(4)港湾労働者雇用安定センターによる業務〔港湾労働安定センター〕			×	
	(5)港湾労働法遵守強化旬間の実施	①港湾労働法に係る広報周知		△	
		②港湾雇用秩序連絡会議の構成員等による共同パトロールの実施		△	
		③関係事業主に対する指導会議の実施		△	
19季節労働者対策		【地方労働行政運営方針】季節労働者対策の推進			
		①公共事業の早期発注・冬期施工に係る要請		△	
		②通年雇用安定給付金の活用	☆	□	
		③通年雇用安定給付金の実績報告(制度対象の局)	☆	□	
		④通年雇用安定給付金(経過措置分)等の活用		□	
		⑤通年雇用安定給付金等(経過措置分)の実績報告(制度対象の局)		□	
20出稼労働者対策		【地方労働行政運営方針】出稼労働者対策の推進			
	(1)地元における就労機会の確保	①各種助成措置(地域雇用開発促進助成金等)の活用促進		□	
	(2)送出地における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進	①出稼労働者手帳の交付〔所・県〕		△	
		②出稼労働者台帳の作成		△	
	(3)受入地における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進	①出稼労働者関係事業所台帳の作成(求人事業所)		△	
		②出稼労働者関係事業所台帳の作成(求人事業所以外)		□	
		③事業主との就労問題打合せ		△	
21本州四国連絡橋建設に伴う雇用対策	(1)一般旅客定期航路事業等離職者対策	①一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給		□	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
	(2)港湾運送事業離職者対策	①港湾運送事業離職者求職手帳の発給		□	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
22失業対策諸事業		旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業		□	
23その他の職業紹介サービス	(1)パートタイマー雇用対策	①パートバンクの運営(再掲・A3(2)③)		—	通達に従って運営する
		②短時間労働者雇用管理改善指針の周知		○	
	(2)要保護者に対する職業相談・職業紹介			△	必要があれば行う
	(3)暴力団離脱者に対する職業相談・職業紹介			△	同上
	(4)犯罪被害者等に対する職業相談・職業紹介	【地方労働行政運営方針】犯罪被害者等の雇用の安定の推進		△	同上
	(5)船員に対する職業相談・職業紹介			△	同上
	(6)自衛隊退職者に対する職業相談・職業紹介			△	同上
Mその他の給付金の支給		①政府退職者失業給付		□	
		②船員保険失業給付		□	
N調査統計	(1)職業安定業務統計	③定例業務報告(総合的雇用情報システムの自動集計によらないもの)		□	
O周知・広報		①各労働局・安定所の広報誌の作成配布		△	
P関係機関との連携		①雇用対策推進協議会の開催		△	
		②雇用対策連絡調整会議の開催		○	
		③国・地方公共団体・民間職業紹介機関による官民交流会 【地方労働行政運営方針】国・地方公共団体・民間職業紹介機関による官民交流会の実施		△	

☆ 31
○ 124
□ 168
△ 187
× 30

平成 19 年度 雇用均等行政に係る重点化ガイドラインについて

平成19年度雇用均等行政に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。

☆ 印：新規事項

× 印：本省又は外郭団体等実施事項

○ 印：全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務

△ 印：各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務

□ 印：受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項 (☆)	重点化	備考	
(1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進	ア 適切な指導等の実施及び紛争解決の援助	(ア)均等取扱いのための指導等				
		・改正均等法(以下「均等法」)第29条に基づく計画的事業場訪問による報告徴収、結果に基づく指導等		○		
		・相談を端緒とする均等法第29条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□		
		(イ)均等取扱いに関する紛争解決の援助				
		・均等法第17条に基づく労働局長による助言、指導、勧告		□		
		・均等法第18条に基づく機会均等調停会議による調停		□		
		・紛争解決援助についての労働者等への周知		○		
		(ウ)女子学生等の就職に関する均等な機会の確保				
		・企業に対する均等法に沿った選考ルールの周知		△		
		・募集・採用に関し法違反の可能性の高い企業に対する均等法第29条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		○		
	・女子学生等に対する意識啓発		△			
	(エ)男女間賃金格差解消のために労使が自主的に取り組むためのガイドラインの普及					
	・男女間賃金格差解消のために労使が自主的に取り組むためのガイドラインの普及		○			
	イ 改正男女雇用機会均等法の周知	・均等法の周知			○	
		・男女雇用機会均等月間の実施			○	
	ウ 女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進	・企業に対する啓発指導			○	
		・女性の活躍推進協議会の開催			×	
・機会均等推進責任者の選任勧奨				△		
・均等・両立推進企業表彰の公募に係る広報				○		
・均等・両立推進企業表彰の実施				□		
エ 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進	(ア)実効ある対策が行われるための指導等の徹底					
	・事業主を対象とした集団指導			△		

重点施策	実施事項	内容	新規事項 (☆)	重点化	備考	
	オ 母性健康管理対策の推進	・母性健康管理に関する措置の周知徹底及び母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進		△		
(2)職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進	ア 育児・介護休業法の施行	・育児・介護休業法の周知		○		
		・相談を端緒とする育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□		
		・計画的事業場訪問による育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		○		
		・事業主を対象とした集団指導		○		
		・職業家庭両立推進者の選任勸奨(集団指導時及び報告徴収時を除く)		△		
		・中小企業子育て支援助成金の支給		□		
	イ 次世代法の施行	・一般事業主行動計画の策定等届の受付			□	
		・次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定申請の受付及び認定事務		☆	□	
		・事業主に対する、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等についての周知・指導等			○	
	ウ 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施	・事業主、労働者等に対する周知啓発			△	
		・両立指標の活用等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進			△	
		・均等・両立推進企業表彰の公募に係る広報			○	
・均等・両立推進企業表彰の実施				□		
(3)パートタイム労働対策の推進	イ 均衡処遇に取り組む事業主の支援等	・事業主、短時間雇用管理者等を対象とした集団説明会の開催などによるパートタイム労働法及び指針の周知啓発	☆ (一部)	○	改正法成立後は、改正法の周知啓発も含む。	
		・計画的事業場訪問の際の、パートタイム労働法、指針の周知及びパートタイム労働法第10条に基づく短時間雇用管理者等についての報告徴収、結果に基づく指導等		○		
		・労働局幹部が行う個別訪問によるパートタイム労働法第10条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		○		
		・相談を端緒とするパートタイム労働法第10条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□		
		・短時間雇用管理者の選任勸奨(報告徴収時を除く)		△		
		・パートタイム労働者への情報提供		△		
(4)家内労働及び在宅ワーク対策の推進	イ 在宅ワーク対策の推進	・発注者、仲介業者及び在宅ワーカー等に対する「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発		△		